

## 提案書

平成 19 年 9 月 3 日

総務省情報通信政策局地上放送課 御中

郵便番号 734-8511  
住所 広島市南区皆実町 1-8-2  
氏名 広島エフエム放送株式会社  
電話番号  
電子メール

### 1. 制度分野

携帯向けマルチメディア放送の定義は、従来の音声＝ラジオ、映像＝テレビ等、表現形態で定義するのではなく、与えられた帯域の中で表現可能な、自由な形態で行われる放送として定義されるべきであると考えます。この時、携帯向けとされる使用形態を考えると、音声放送に関してノウハウを持つ既存ラジオ事業者を免許主体として優先すべきであります。また、免許は従来通りのソフト・ハード一体とし、非常災害時においても、被害状況や避難所の情報など、より地域に密着した情報を提供できるメディアとして地域で必要とされる情報を提供するため放送対象地域は県域を原則とするべきと考えます。

### 2. 技術分野

マルチメディア放送にふさわしい放送方式は、マルチメディア放送としての多彩なサービスを可能とする十分な伝送容量があり、また消費電力、実装技術の面で問題なく携帯端末を実現することができ、さらに地域性を十分反映した県域を原則とした周波数割り当てが可能であることが必要であることから、ISDB-Tsb の 3 セグメント方式が最も適しています。また、周波数割り当てについては携帯端末向けの放送という観点から、アンテナを小型化できる VHF ハイバンドの割り当てが望ましいと考えます。さらに、マルチメディア放送ではデジタルラジオ実用化試験放送でも行われているダウンロードサービスが可能な方式とする必要があると考えます。

### 3. ビジネスモデル分野

広告収入、有料コンテンツのダウンロード課金収入、受信端末からのライセンス収入が基本であると考えます。有料コンテンツとしては映像・音声・データの配信、着うた、着ボイス、ビデオクリップ、カーナビ等への地図データ、その他、広告と連動した各種データのダウンロードが考えられます。